

基本計画と地域防災計画の記載箇所対照表

基本計画で定めるべきこととされた事項		地域防災計画の記載箇所		今回追加・修正した内容と新旧対照表記載箇所		
第1章 総則						
第1	推進計画の目的	推進計画に定めるべき事項 津波に対する防護 津波からの避難 施設の整備等	1編 1章 計画の目的・方針等	第2節 計画の性格及び基本方針 3 東南海・南海地震防災対策推進計画	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法に基づき、地域防災計画に定めるべき事項を記載する。 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 東南海・南海地震に係る地域防災対策の推進地域に指定された県内の78市町村を記載する。(市町村名は新旧対照表参照)	P 2 ~ 3
第2	事務又は業務の大綱	県の地震防災に関する事務又は業務の内容	1編 2章 各機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱	第1節 実施責任 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
第2章 災害対策本部の設置等						
第1	災害対策本部の設置		4編 1章 活動態勢	1 県災害対策本部 (3)本部の設置及び廃止	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
第2	災害対策本部等の組織及び運営		4編 1章 活動態勢	1 県災害対策本部 (2)本部の組織	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
第3	災害応急対策要員の参集		4編 1章 活動態勢	1 県災害対策本部 (7)非常配備体制	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
第3章 地震発生時の応急対策等						
第1	地震発生時の応急対策	情報の収集・伝達	4編 3章 津波予報・地震情報の伝達	3 県などにおける措置(県等の役割及び連絡体系図)	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		施設の被災状況の把握	4編 4章 被害状況等の収集・伝達	2 被害状況等の収集・伝達 (3) 県における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		二次災害の防止 危険物 土砂災害 ライフラインによる火災等	4編 8章 災害警備	2 災害警備活動の重点	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		救急・医療活動	4編 12章 医療救護	大規模災害又は激甚な大規模災害が発生した場合の対策	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		物資調達 備蓄量の把握、連絡調整 国への要請	4編 13章 救援	第2節 給水 第3節 食糧 第4節 生活必需物資	地域防災計画の左記箇所に記載済み	

基本計画で定めるべきこととされた事項		地域防災計画の記載箇所		今回追加・修正した内容と新旧対照表記載箇所	
	輸送活動	4編 21章 緊急輸送道路の確保	第3 県(道路被害状況の収集、機能確保等)	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		4編 22章 緊急輸送手段の確保	第2 基本方針(緊急輸送体制の確保)		
	保健衛生、防疫	4編 15章 防疫・保健衛生	第3 対策(県として実施すべき事項)		
第2	資機材、人員等の配備手配	資機材 確保状況の把握 市町村の連絡調整	4編 10章 浸水対策	第3節 対策 2 浸水対策資機材	地域防災計画の左記箇所に記載済み
		人員の配備 配備状況の把握	4編 1章 活動体制	第2 対策 4 関係機関等の相互協力	地域防災計画の左記箇所に記載済み
第3	他機関に対する応援要請	応援協定の締結	2編 12章 広域応援体制の整備	2 広域応援 3 救援隊等による協力	地域防災計画の左記箇所に記載済み
		自衛隊の派遣要請	4編 6章 自衛隊の災害派遣	第2節 災害派遣 第4節 災害派遣の要請等	地域防災計画の左記箇所に記載済み
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項					
第1	津波からの防護のための施設の整備等	水門等の整備	2編 4章 公共施設の安全確保	第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港 2 対策	老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修すること、また、必要に応じて開門操作の電動化、遠隔操作等を図ることについて記載する。 P 6
		水門等の点検	2編 9章 津波予防	4 津波防災事業の推進	内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行う非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。 P 8 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項を定める。 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画 防潮堤、堤防等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
		水門等の閉鎖の手順	4編 10章 浸水対策	第3節 1 点検及び応急復旧	地域防災計画の左記箇所に記載済み
第2	津波に関する情報の伝達	4編 3章 津波予報・地震情報等の伝達		地域防災計画の左記箇所に記載済み	
第3	避難対策等	避難対策の把握	4編 11章 津波応急対策	2 避難勧告の指示、海岸線の巡視、巡回等	県は、市町村が行う避難対策について、状況把握に努め、必要な連絡調整を行うとともに、津波からの避難について、報道機関の協力を得て住民に対し広報を行う。 P 19
		津波対策の啓発	4編 9章 避難・救出	3 津波防災知識の普及	地域防災計画の左記箇所に記載済み
第4	消防機関等の活動	津波情報等の伝達	4編 3章 津波予報・地震情報等の伝達	2 被害状況等の収集・伝達 (2)市町村等の措置	地域防災計画の左記箇所に記載済み
		浸水対策 土嚢等による応急対策	4編 10章 浸水対策	2 浸水対策資機材	
		自主防災組織等への支援 津波浸水図作成などの支援	2編 9章 津波予防	2 津波予防体制の充実	
		救急・救助	4編 9章 避難・救出	3 対策	
		県の支援	4編 10章 浸水対策	2 浸水対策資機材	

基本計画で定めるべきこととされた事項		地域防災計画の記載箇所		今回追加・修正した内容と新旧対照表記載箇所		
第5	水道、電気、ガス、通信、放送関係	水道 電力施設 ガス施設 通信施設 放送	2編 4章 公共施設の安全確保	第5節 上水道 第8節 電力施設 第9節 ガス施設 第11節 2 対策 第11節 2 対策 イ 放送	津波危険地域や避難道路においては、津波からの避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努める。	P 6
第6	交通対策	道路規制 津波危険区域の交通規制	2編 13章 広域応援体制の整備	第2節 3 避難道路の確保と交通規制計画	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		海上の運航規制	4編 9章 避難・救出	第3節 3 対策	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
		鉄道 津波危険区域の運行規制	1編 2章 各機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱 4編 24章 鉄道施設対策	第2節 東海旅客鉄道・日本貨物鉄道 第2節 2 対策	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
					地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。	P 22
第7	県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	不特定かつ多数の者が利用する施設 津波警報等の伝達 津波からの予防策	4編 11章 津波応急対策	第2節 4 県が管理又は運営する施設に関する対策	県が管理する庁舎、施設など、不特定かつ多数の者が出入りする施設において、利用者に対して津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、庁舎、施設等から退避するよう誘導するとともに、次の措置を講じる。 ア 施設の防火点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置 イ 出火防止措置 ウ 受水槽等への緊急貯水 エ 消防用設備の点検・整備 オ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備	P 19
		災害対策上重要な施設の対策	2編 13章 避難対策	5 市町村等の避難計画 イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項	地域防災計画の左記箇所に記載済み	
第5章 緊急に整備すべき施設等の整備計画			2編 16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第3 第2次地震防災緊急事業5箇年計画	東南海・南海地震防災対策推進地域に係る施設等の整備について、「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。	P 10
第6章 防災訓練計画			2編 15章 防災訓練及び防災意識の向上	第2節 1 防災訓練の実施	県及び津波の関係市町村は、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、次の内容の津波防災訓練を実施する。 津波警報灯の情報伝達訓練 津波避難訓練 水門・陸閘等の操作訓練	P 9
第7章 必要な教育及び広報に関する計画			2編 15章 防災訓練及び防災意識の向上	第2節 2 防災のための意識啓発	津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、津波避難路についての交通規制の内容	P 9
			2編 15章 防災訓練及び防災意識の向上	第2節 3 防災のための教育	東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識	P 9